

福祉・介護人材参入促進事業委託仕様書

1 業務の名称

福祉・介護人材参入促進事業委託

2 業務の目的

地域特性や若者・女性・中高年齢者、潜在的有資格者などそれぞれの人材層ごとのニーズに対応したきめ細やかなマッチングや、学生からシニア世代まで多様な人材層を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を伝え、職業の選択肢として想起させるための職場体験等を実施する。また、元気な高齢者の積極的な社会参加を促し、介護分野への参入・就職に繋げるためのセミナーや研修を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容等

(1) 委託業務の内容

委託する業務内容は次のとおりとする。

I 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

年間200人の就職者数を目標に奈良県内に相談窓口を設置し、介護現場の実情や雇用管理等に知見を有するキャリア支援専門員を5名以上（うち1名は中高年齢者を対象としたマッチングを行うために配置するものとする。）常駐で配置し、奈良県福祉人材センターと連携し、地域特性や若者・女性・中高年齢者などそれぞれの人材層ごとのニーズに対応したきめ細やかなマッチングを行う。

① 求職者の開拓や支援の実施

ア 多様な人材層に即したメッセージと効果的な媒体による広報を行う等により、求職者の開拓を図り、求職者の登録数を増加するための工夫した取組を行うこと。

イ 奈良県内の福祉・介護事業所で働くメリットや魅力とともに、委託業務を紹介するホームページを設置し、求職者が一般に用いる検索語による検索性を向上し、閲覧数を向上させるための工夫した取組を行うこと。

ウ 学校、研修実施機関、民間就職斡旋機関等の訪問を通じて、多様な人材層のニーズや他の業種の求職活動の工夫等を把握し、求職者開拓業務に反映させるとともに、多様な人材層への事業の周知と求職者の開拓を行うこと。

エ 福祉・介護職場で活用可能な資格取得情報の収集・提供を行うこと。

② 求人施設・事業所への支援の実施

ア 個別訪問活動等による求人ニーズの把握と求人開拓を行うこと。

イ 求職者情報の提供によるマッチングを行うこと。

ウ 事後訪問等を通じた定着実態の把握を行うこと。

エ リクルーティングや職場定着に関するアドバイスや情報提供を行うこと。

③ マッチング、就業者支援の実施

- ア 相談者の特性に応じてきめ細やかな相談を行うこと。
- イ 地域への出張相談を行うこと。
- ウ 相談者の希望に応じて的確な求人情報の提供を行うこと。
- エ 相談者の希望に応じて、事業所の職場体験や職場面接の調整を行うこと。
- オ 就業後も継続して相談を行い、定着支援を行うこと。
- カ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、対面式による実施の場合は「6留意事項」の(7)②に掲げる感染防止策を講じるとともに、オンライン形式による実施にも対応すること。その場合においても、事業効果を損なわないよう留意すること。

④ 地域別就職フェアの開催

地域の求職者を対象とした就職フェアを年4回以上開催する。なお、開催時期については他の就職フェアの時期と重ならないように配慮するとともに、実施内容について県と事前調整を行う。また、参加者数を増加させるよう地域ごとに多様な人材層に届く広報媒体を用いて積極的な広報を行う。

ア 年50カ所以上の福祉・介護事業所が参加できるものとする。

また、参加事業所の就職説明会に対する意識を向上させ、参加者に対してより効果的な説明会を実施すること。

イ 「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証事業所が優先的に参加できるよう工夫をすること。

ウ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、対面式による実施の場合は「6留意事項」の(7)②に掲げる感染防止策を講じるとともに、オンライン形式による実施にも対応すること。その場合においても、事業効果を損なわないよう留意すること。

II 介護のお仕事チャレンジ事業

将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図るため、若者からシニア世代まで多様な人材層に対して、福祉・介護の仕事の魅力を伝え、職業の選択肢として想起させ、県内の福祉・介護事業所への就職につなげるため、以下の事業を行う。

なお、I③エによる職場体験は本事業の対象とならないので留意すること。

① 職場体験事業の実施

ア 福祉・介護の仕事に関心を有する者の他に、高校生、大学生、シニア世代、女性等の多様な人材層に対してアプローチするための広報及び説明会の開催等により、広く周知し職場体験参加者（以下「参加者」という。）を募集すること。なお、募集する参加者数は80名以上とすること。

イ 参加者を受け入れる事業所を募集すること。また、事業所の職場体験に対する意識を向上させ、参加者を積極的に受け入れる事業所を増加するための取り組みを行うこと。なお、募集する事業所は県内に所在する社会福祉施設、及び介護保険法又は障害者総合支援法に基づく指定事業所等とすること。

ウ 参加者及び事業所の意向を反映して実施期間等を設定するとともに、円滑に実施できるよう、双方との連絡・調整を行うこと。なお、実施期間は参加者1人当たり1日以上10日以内とし、参加者の給与、交通費の支給はしないこと。

エ 体験内容は、参加者の取得資格の有無、就業経験等を勘案した魅力的な体験プログラムとすること。なお、1日の体験時間は8時間以内とすること。

オ 参加者の体験費は無料とすること（但し、食事代等の実費を徴収することは可能とする）。なお、受入事業所に対し、参加者1人につき1日当たり5,920円を上限として、受入に係る費用を見積額の範囲内で支払うことができるものとする。

カ 参加者の職場体験中における事故等に備え、損害保険に加入すること。

② 福祉・介護のお仕事魅力発見セミナーの実施

ア 県内の小学校、中学校及び高等学校等に福祉・介護事業所職員を講師とし、児童・生徒に対して、事業所の職員による体験談を交え、仕事のやりがいや目指したきっかけ、将来の目標などをわかりやすく伝えるなど、福祉・介護の仕事を身近に感じてもらい、魅力を伝え興味を抱くことができる内容のセミナーを実施すること。

イ 講師となる事業所職員は、「奈良県福祉・介護のお仕事PR隊（以下「PR隊」という。）」に所属する事業所職員を優先することとし、その際は県と事前調整を行うこと。なお、PR隊に所属する事業所職員を講師とした場合は、所属事業所に対し謝金として、半日（4時間以内）5,000円、1日（4時間を超えて8時間以内）10,000円を支払うこと。

ウ 年10校以上で開催できるよう、学校や教育委員会等に対し周知等を行うこと。

エ 学校及び事業所職員の意向を反映して実施期間等を設定するとともに、円滑に実施できるよう、双方との連絡・調整を行うこと。

オ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、対面式による実施の場合は「6留意事項」の（7）②に掲げる感染防止策を講じるとともに、オンライン形式による実施にも対応すること。その場合においても、事業効果を損なわないよう留意すること。

③ 福祉・介護の職場見学ツアーの実施

ア 福祉・介護の仕事に興味・関心のある方等に対して、県内の福祉・介護事業所の施設見学や利用者・事業所職員との交流など様々なプログラムにより、事業所の雰囲気だけでなく福祉・介護の仕事の魅力を伝え、職場体験や就職活動につながる内容の、集団による福祉・介護の職場見学ツアー（以下「ツアー」という。）を実施すること。

イ PR隊に所属する事業所職員がツアーに同行し活動できるよう、県と事前調整を行うこと。なお、PR隊に所属する事業所職員が活動した場合は、所属事業所に対し謝金として、半日（4時間以内）5,000円、1日（4時間を超えて8時間以内）10,000円を支払うこと。

ウ 年1回以上開催することとし、ツアー参加者を増やすための広報等を実施すること。

エ 参加者のツアー中における事故等に備え、損害保険に加入すること。

オ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、対面式による実施の場合は「6留意事項」の（7）②に掲げる感染防止策を講じるとともに、オンライン形式による実施にも対応すること。その場合においても、事業効果を損なわないよう留意すること。

Ⅲ シニア世代の介護のお仕事入門事業

無資格、未経験であっても介護分野への積極的な参入、就職を希望する元気な高齢者を対象に、介護業務に従事する際の不安を軽減させるため、介護に関する基礎的な知識や技術を学ぶための研修等を実施することで、担い手が不足する介護分野への参入を促進するとともに、高齢者の積極的な社会参加を促し、生きがいづくりに繋げるための事業を実施する。

① 元気シニア向け介護への参入促進セミナーの実施

ア 元気な高齢者を対象に、介護分野への関心を持つきっかけとなる2時間のセミナーを実施すること。

イ 県内全域に複数の広報媒体を使用し効果的に広報を行い、受講者を募集すること。

なお、受講対象者は概ね55歳以上とし、受講定員は30名以上とする。

ウ 受講決定及び受講者への通知を行い、受講決定者及び修了者の情報等について、県に報告するものとする。

エ セミナー受講者に対し、Ⅲ②入門的研修やⅢ④介護現場実習への受講へスムーズに誘導すること。

オ セミナー受講者に対し、アンケートを実施し、集計結果を報告すること。

カ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、「6 留意事項」の(7)②に掲げる感染防止策を講じること。

② 入門的研修の実施

ア <別紙1>『厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発 0330 第1号「介護に関する入門的研修の実施について」』（以下「厚労省通知」という。）に基づいた研修（基礎講座3時間、入門講座18時間、計21時間）を1回実施すること。

イ 県内全域に複数の広報媒体を使用し効果的に広報を行い、受講者を募集すること。なお、受講対象者は概ね55歳以上とし、受講定員は30名以上とすること。

ウ 受講決定は県が行い、受講者への通知は受託事業者が行う。受講決定にあたって受託事業者は県に対し、受講申込者名簿を作成し、提出すること。

エ 研修を修了した者には、県が修了証明書を発行する。発行にあたって受託事業者は県に対し、修了者名簿を作成し、提出すること。なお、修了証明書の配付は受託事業者が行うこと。

オ 研修受講者に対し、研修実施日ごとにアンケートを実施し、集計結果を報告すること。

カ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、「6 留意事項」の(7)②に掲げる感染防止策を講じること。

③ 研修修了者への支援

ア 研修修了者に対し、介護福祉士等の届出制度を活用した奈良県福祉人材センターへの届出の周知を図るとともに、奈良県福祉人材センターへの求職人材登録について、求職票の作成等の支援を実施すること。

イ 介護施設や事業所への就労が円滑に進むよう、求職人材登録だけでなく、研修修了者が希望する求人内容の情報を収集し紹介することや、求人介護施設との面接機会を設定するなど、研修修了者の意向に沿ったきめ細やかな職業紹介とマッチングの支援を行うこと。なお、「奈良県・福祉介護事業所認証制度」で認証を受けた介護施設等を積極的に紹介することや、福祉に関する就職説明会の情報を提供すること。

ウ 支援を行った修了者ごとに支援の内容及び結果を報告書に取りまとめ、提出すること。

④ 介護現場実習の実施

ア Ⅲ①元気シニア向け介護への参入促進セミナーやⅢ②入門的研修の受講者の中で、福祉・介護の仕事に特に関心を有する者に対して、直接介護の仕事に触れてもらう5日間程度の介護現場実習を5名程度行うこと。

イ 受け入れ施設の選定・連絡調整を行うこと。

ウ 参加者の現場実習費は無料とすること。（但し、食事代等の実費を徴収することは可能とする。）なお、事業所に対する受入に係る費用は委託料に含まない。

エ 参加者の現場実習中における事故等に備え、損害保険に加入すること。

⑤ 企業等への出前講座の実施

ア 企業等の退職予定者を対象として、厚労省通知に基づいた基礎講座または福祉・介護の仕事について知る機会とするセミナーを実施すること。

イ 企業等と連絡調整を行い、企業等の希望に沿った研修内容とすること。

ウ 研修内において、求職人材登録等就労についての周知を行うこと。

エ 厚労省通知に基づいた基礎講座を実施した場合、県が修了者に修了証明書を発行する。発行にあたって受託事業者は県に対し修了者名簿を作成し、提出すること。なお、

修了証明書の配付は受託事業者が行うこと。

オ 出前講座受講者に対し、アンケートを実施し、集計結果を報告すること。

カ 新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、対面式による実施の場合は「6 留意事項」の(7)②に掲げる感染防止策を講じるとともに、企業等の希望があればオンライン形式による実施にも対応すること。その場合においても、事業効果を損なわないよう留意すること。

(2) 委託経費

業務の実施に必要な経費は、全て委託金額に含まれるものとする。なお、県と事前協議の上、仕様書のうち「4 業務内容等」の(1)のIの④の地域別就職フェアに参加する事業所から、会場使用料及び設備使用料相当額の出展料金を徴収することは妨げない。

(3) 統括責任者の選任

受託事業者は、統括責任者を選任し、業務を円滑に執行できるよう委託業務実施体制表を県に提示し了解を得ること。

(4) 事業の協議及び報告

県と受託事業者は、本業務に関して協議を実施するとともに、受託事業者において議事録を作成すること。また、業務実施状況等につき、受託事業者に報告を求めることができるものとする。なお、委託業務の実施内容については記録に残し、本業務完了後、成果物として結果についてまとめた実績報告書及び収支報告書を作成し、県に提出すること。

5 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎなどを行うこと。

(1) 法令や要綱等を遵守しない場合

(2) 適切、公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、県の是正指示に従わない場合

(3) 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合

6 留意事項

(1) 法令等を遵守した運営

受託事業者は本業務の運営期間中、職業安定法(昭和22年11月30日 法律第141号)第30条又は第33条の規定による職業紹介事業に係る厚生労働大臣の許可又は届出による職業紹介事業者として登録するとともに、職業安定法、許可基準、その他法令を遵守し、適正な事業運営を行うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、本県関係法令(ガイドラインを含む)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。また、個人情報を扱う際の手順書を作成し、職場内研修において手順書の内容を周知徹底したうえで業務にあたること。研修実施後は、手順書を添付のうえ、県に対し実施内容等を速やかに報告すること。個人情報漏洩事案が発生した場合は、県が行う調査に協力すること。

(3) 再委託の禁止

業務の全部及び委託業務における主要な部分を第三者に委託し請け負わせることはできない。ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のもと、承認を受けた受託業務の一部を委託することができる。

(4) 公正・中立の確保

業務の遂行にあたっては、公正・中立性を確保しなければならない。

(5) 守秘義務

受託事業者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

(6) 業務の引継ぎ

本業務の受託事業者は、業務開始前に令和4年度の受託事業者から業務の引継ぎを受けること。また、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努め、引継ぎを行った結果については、書面で県に報告すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

① 感染状況等を考慮し、契約締結後であっても委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う契約額の減額変更を行う場合がある。

② 新型コロナウイルス感染症対策のため、下記を踏まえた必要な感染防止策を講じた上で事業を実施すること。

ア 全体会議等の会場は換気可能かつ十分な広さの会場を確保すること。

イ 参集者及び講師、職員への当日の検温の実施や体調不良の場合は欠席することを徹底するよう周知すること。

ウ 参集者及び講師、職員への当日の手洗いやマスク着用の励行を周知すること。

エ 会場入口等での消毒液等の設置を行うこと。

(8) その他

① 本業務は、地域医療介護総合確保基金を活用して行う事業であり、厚生労働省が定める「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づいて実施すること。

② 委託業務内容のⅠ、Ⅱ、Ⅲの経費は明確に分けること。

③ 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」及び別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」に記載の事項を遵守すること。

④ その他、本仕様書に定めのない事項については、受託事業者と県が双方協議して定めるものとする。